

議 案 目 録

令和8年(2026年)5月20日

番 号	件 名
議案第 38 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例)
議案第 39 号	彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 40 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
報告第 4 号	損害賠償の額の決定について
報告第 5 号	損害賠償の額の決定について

議案第 38 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

彦根市長 田 島 一 成

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 4 号

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年(2026 年)3 月 31 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市市税条例および彦根市都市計画税条例の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条の 3 中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 20 条中「、第 81 条の 6 第 1 項」を削り、同条第 2 号および第 3 号中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、」を削る。

第 33 条第 3 項中「以下この項および次項ならびに」を「次項および」に改め、「。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 80 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 80 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第 1 項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 81 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 81 条第 2 項中「3 輪以上の軽自動車の取得者または」を削り、同条第 3 項および第 4 項を削る。

第 81 条の 3 から第 81 条の 8 までを削り、第 81 条の 9 を第 81 条の 3 とする。

第 82 条(見出しを含む。)、第 83 条(見出しを含む。)および第 85 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 87 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項および第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 88 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出しならびに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項および第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 3 項中「第 81 条の 9」を「第 81 条の 3」に改め、同条第 8 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第 4 条の 3 の前の見出しおよび同条を削る。

付則第 4 条の 3 の 2 に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年までまたは」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項」を「付則第 4 条の 3 第 1 項」に改め、同条を付則第 4 条の 3 とする。

付則第 5 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、付則第 4 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

付則第 7 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号イ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ロ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ハ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 24 項第 1 号ニ」に、「3 分の 2」を「2 分の 1」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 25 項第 2 号」を「附則第 15 条第 24 項第 2 号」に、「7 分の 6」を「5 分の 3」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号イ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 24 項第 3 号ロ」に、「4 分の 3」を「3 分の 2」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 24 項第 4 号」に改め、同条第 11 項から第 13 項までを削り、同条第 14 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 27 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第

15 項中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 16 項中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 17 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改め、同項を同条第 14 項とし、同条第 18 項中「附則第 15 条第 41 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同項を同条第 15 項とし、同条中第 19 項を第 16 項とし、第 20 項を第 17 項とし、同条に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 1 とする。

付則第 7 条の 3 第 7 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 8 項第 4 号中「附則第 12 条第 23 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 25 項」に改め、同条第 9 項第 5 号および第 11 項第 5 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 32 項」に改め、同条第 14 項中「附則第 12 条第 19 項」を「附則第 12 条第 20 項」に改め、同条第 15 項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第 7 条の 2 第 1 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 14 条第 1 項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第 3 項の条例で付加した事項を含む。)または同法第 17 条第 3 項第 1 号に規定する同法第 2 条第 20 号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 5 条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 14 条第 3 項の条例で定める同法第 2 条第 18 号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

付則第 12 条の 2 から第 12 条の 6 までを削る。

付則第 13 条の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「法第 444 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「および第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 446 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「および次項」を削り、「令

和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第13条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「または第3項」に改め、同条第2項および第3項中「の種別割」を削る。

付則第13条の3第3項第2号、第13条の4第3項第2号および第14条第3項第2号中「、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項」を「および付則第4条の3第1項」に改める。

付則第14条の2第1項および第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第15条第5項第2号、第16条第2項第2号および第17条第2項第2号中「、付則第4条の3第1項および付則第4条の3の2第1項」を「および付則第4条の3第1項」に改める。

付則第17条の2第2項第2号および第5項第2号ならびに第17条の3第2項第2号および第5項第2号中「、第4条の3第1項および第4条の3の2第1項」を「および第4条の3第1項」に改める。

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第2条 彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

付則第1条の2の見出しおよび同条第1項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同条第2項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同条第3項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第4項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第1条の3の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同条第3項の条例で付加した事項を含む。)または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する」に改め、同条第3号を次のように改め

る。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に掲げる特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

付則第11条中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項もしくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項もしくは第43項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第26号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例の規定

は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に旧法附則第 15 条の 11 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(彦根市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 彦根市市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年彦根市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

付則第 6 条中「の種別割」を削る。

議案第 39 号

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

彦根市病院事業の設置等に関する条例(昭和 42 年彦根市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 評価療養等告示に規定する後発医薬品のある新医薬品等の処方等または調剤に係る費用の項中「4 分の 1」を「2 分の 1」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 40 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

彦根市長 田 島 一 成

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市正法寺町 470 番地 7
- 2 氏 名 小 川 吉 則
- 3 生年月日 昭和 33 年(1958 年)6 月 19 日

報告第 4 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

彦根市長 田 島 一 成

報告第 5 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 8 年(2026 年)5 月 20 日

彦根市長 田 島 一 成

専決第 6 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年(2026 年)5 月 1 日

彦根市長 田 島 一 成

1 損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 90,607 円を支払う。

3 事案の概要

令和 8 年 1 月 20 日午後 3 時頃、彦根市開出今町 1341 番地の彦根市清掃センターの職員用駐車場において、当該駐車場に設置していた看板が強風で倒れ、当該駐車場に駐車していた相手方の車両に接触したことにより、相手方の車両が損傷したもの